平成21年度　東京都男女平等参画施策一覧

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
１．あらゆる分野への参画の促進					
（１）働く場における男女平等参画の促進					
①　均等な雇用機会の確保					
ア．ポジティブ・アクションの推進					
	1	男女平等参画状況調査の実施	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「仕事と生活の調和への取組等　企業における男女の雇用管理に関する調査」（予定） 対象：都内30人以上の事業所　11業種　2,500事業所 男女労働者　　5,000人	産業労働局
	2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	シンポジウムの開催（東京経営者協会の共催）	生活文化 スポーツ局
				労働情勢懇談会の開催	産業労働局
	3	ポジティブ･アクションの推進	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。	事業者団体との連絡会の開催 （参照No.２）	生活文化 スポーツ局
			女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ･アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。	ポジティブ・アクション実践プログラム　2,000部	産業労働局
			関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い、企業の取組を支援します。	ポジティブ･アクションリーダー養成　　年１回　30人	
				事業主向け「均等法セミナー」　年２回　計200人	
				ポジティブ･アクションネットワーク会議　年１回	
イ．雇用機会均等に関する普及啓発					
	4	男女雇用平等啓発資料の発行	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	「働く女性と労働法」　8,000部	産業労働局
				「雇用平等ガイドブック」　15,000部	
	5	男女雇用平等セミナーの実施	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	事業主向け「均等法セミナー」　（一部参照№３） 年２回　計200人	産業労働局
				労働相談情報センター　　12回	
ウ．都庁内における男女平等参画					
	6	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局で実施	各局
	7	採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局で実施	各局

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
ア．多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
	8	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働法をはじめとする関係法令の普及啓発、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスを行います。	・労働相談情報センター 本所、５事務所　計７人 ・巡回目標件数　2,620件	産業労働局
	9	労働相談の実施	労働相談（パート110番） 労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。	労働相談情報センター 本所、５事務所	産業労働局
			パート･派遣･契約社員等電話相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員のほか、弁護士、税理士、社会保険労務士により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	年１回　２日間	
	10	普及啓発の推進	多様な働き方セミナー パート･派遣・契約社員等の多様な就労形態に関する労使の正しい理解を深め、適正な雇用管理が行われるよう、多様な働き方についてのセミナーを実施します。	年24回 定員1,440人	産業労働局
			普及啓発資料の提供 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	「パートタイム労働ガイドブック」　23,000部	
	11	しごとセンター事業の推進（多様な働き方に対する支援）	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。	・相談窓口等の設置 ・多様な働き方に関する情報の提供	産業労働局
	12	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等（従来の技術専門校の組織・名称を19年４月から変更）において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	職業能力開発センター・校、国立都営の障害者校で実施 15か所　延べ138科目　定員6,925名	産業労働局
	13	非正規労働者雇用環境整備企業の支援	パートタイム労働者等の雇用環境整備に取り組む中小企業（トライ企業）に対して専門家を無料で派遣し、具体的な助言を行います。また、特に優れた取組を行う企業をモデル企業に指定します。好事例についてはホームページ等で公表し、成果の普及を図ります。	専門家の派遣　年間150回	産業労働局

平成21年度　東京都男女平等参画施策一覧

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
③起業家・自営業者への支援					
ア．起業家･自営業者への支援					
	14	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資目標額　250億円	産業労働局
	15	TOKYO起業塾の実施	起業のためのセミナーの開催、創業相談や現地指導、交流の場の提供など、総合的な起業家支援を行います。	・相談指導、相談（随時） ・起業家現地指導　30企業 ・人材育成講座　６コース　301名 (内女性のみを対象とするもの１コース) ・交流の場の提供　年６回	産業労働局
	16	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。	区部創業支援機能　２か所　95室 ・創業支援施設　３か所　63室 ・先駆的ベンチャー施設　３か所　64室	産業労働局
	17	農業改良特別普及指導事業の実施	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	参画促進会議、モニタリング委員会の開催　２回 女性農業者能力向上講座　４地区(各５回)延べ20回 男女共同参画フォーラム　１回	産業労働局
	18	しごとセンター事業の推進(多様な働き方に対する支援)	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。 （再掲No.11）	（参照No.11）	産業労働局
④女性のチャレンジ支援					
ア．女性のチャレンジ支援					
	19	ポジティブ･アクションの推進	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。（再掲No.３）	（参照No.３）	生活文化スポーツ局
			女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ･アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。　（再掲No.３）	（参照No.３）	産業労働局
			関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い、企業の取組を支援します。 （再掲No.３）	（参照No.３）	産業労働局

平成21年度　東京都男女平等参画施策一覧

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
	20	女性の再チャレンジ推進プロジェクト	実態調査の実施 女性の再チャレンジ支援にあたっての課題等を把握するため、育児中の女性、企業等への実態調査を行います。 (1)女性向けマニュアルの作成 再チャレンジしたい女性が自身のキャリア・ライフプランを明確にし、再チャレンジを実現できる力をつけるための具体的方法を示したマニュアルを作成します。 (2)企業向けマニュアルの作成 先進的な企業の事例などに基づき、企業における積極的取組・環境整備の具体的方法を示したマニュアルを作成します。 再チャレンジの推進 「女性向けマニュアル」「企業向けマニュアル」を活用して、再チャレンジしたい女性を支援するとともに、企業等の取組を促進します。また、区市町村と連携して、育児中の女性にとって身近な地域での取組を促進します。	「女性の再チャレンジ応援マニュアル」による普及啓発	生活文化 スポーツ局
	21	しごとセンター事業の推進(女性再就職支援事業)	業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主な対象として、就職ノウハウセミナー、能力開発セミナー、職場実習などを組み合わせた「女性再就職サポートプログラム」を実施します。 また、子育て期間中であっても、しごとセンターの再就職支援サービスが受けやすくなるよう、しごとセンター内に託児室を整備し、派遣保育士を活用した「託児サービス」を実施します。 さらに民間就職支援会社によるカウンセリング、求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施します。	・女性再就職支援サポートプログラムの実施　定員150名 ・再就職支援セミナーの実施　年４回　160名 ・利用者向け託児室の運営	産業労働局
	22	職業訓練の実施（育児離職者や母子家庭の母等に対する職業訓練）	子育て中の母親について、自宅で子育てしながら、再就職に向けた職業能力開発を可能とするため、ｅラーニング訓練を実施します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。(一部再掲No.12)	・ｅラーニング委託訓練　定員100名 ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練)　定員200名 （一部参照No.12）	産業労働局
	23	医師勤務環境改善事業（再就職支援対策） *	出産や育児といった女性特有のライフイベントなどにより職場を離れた女性医師等の再就業が促進できるよう、現場復帰を目指す医師の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。	医師勤務環境改善事業　再就業支援　14病院	福祉保健局

平成21年度　東京都男女平等参画施策一覧

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
１．あらゆる分野への参画の促進					
（２）社会・地域活動への参画促進					
ア．様々な分野における男女平等参画の促進					
	24	審議会等への女性委員の任用促進	任用計画を策定して、審議会等における女性委員の任用を促進します。平成23年度までに35%以上	審議会等における任用状況調査及び任用の促進	各局
	25	オープンプラザ事業	民間団体・NPO等から優れた企画を募集し、都が経費を一部負担するとともに、都と民間団体等とが共催でワークショップや研修会等を実施することにより、連携した取組を行います。	４団体	生活文化 スポーツ局
	26	防災（語学）ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、男女双方の「東京都防災（語学）ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備するとともに、防災の現場における男女平等参画を進めます。	・平成21年３月末現在：17言語　649人登録 ・防災(語学)ボランティアのスキルアップを目指し、実践に即した研修を講義形式やワークショップ等多様なメニューで実施する。また、「防災とボランティア週間」(1月中旬)に、外国人災害時情報センター機能訓練を実施する。	生活文化 スポーツ局

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
１．あらゆる分野への参画の促進					
（３）仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現					
①　「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の実現					
ア．「仕事と生活の調和」の推進					
	27	「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図ります。	男女平等参画を進める会、事業者団体との連絡会等（参照No.２）を通して実施	生活文化スポーツ局
	28	ワーク・ライフ・バランス推進事業 ＊	仕事と生活の調和に向けた具体的方策に関する「ワーク・ライフ・バラ実践プログラム」の作成及び普及啓発によりワーク・ライフ・バランスを推進する。	・「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」の普及啓発 ・企業との意見交換会 ・「ワーク・ライフ・バランス推進サイト（仮称）」の開設	
	29	次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業　年間500社	産業労働局
			企業の両立支援全般に対する取組の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	両立支援アドバイザー　２名	産業労働局
	30	中小企業の両立支援の推進	中小企業における仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境整備を促進するため、両立支援の体制づくり等にかかる費用の一部を助成します。	助成企業　500社	産業労働局
	31	いきいき職場推進事業 ＊	・「いきいき職場推進事業認定企業」の認定 　従業員が仕事と生活を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「いきいき職場推進認定企業」として認定し、広く公表する。 ・「いきいき職場東京大会・交流会」の開催 　八都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信する大会を実施。	認定企業　10社程度 応募部門　４部門	産業労働局
	32	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	19箇所(40事業所)	福祉保健局
	33	院内保育施設の支援 ＊	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	84か所	福祉保健局
	34	医師勤務環境改善事業（院内放課後支援） ＊	女性医師が増加傾向にある中、就業後の児童を健全で安全に育成するため、院内に放課後の児童を保育する事業に取り組む病院に対して補助を実施します。	14病院	福祉保健局
②　子育てに対する支援					
ア．保育サービスの充実					
	35	保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認可保育所、認定こども園、家庭福祉員（保育ママ）など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。	認可保育所等において実施	福祉保健局
	36	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	A型　123か所 B型　32か所	福祉保健局
	37	認証保育所に関する不動産取得税、固定資産税等の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税及び区部の固定資産税・都市計画税を減免します。	・固定資産税等 ・不動産取得税	主税局

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
	38	家庭福祉員の推進	自宅で家庭的な保育を行う家庭福祉員の設置を推進します。	・ 保育室　278名 (区部は財政調整交付金により、市町村部は子ども家庭支援区市町村包括補助により実施) ・ 家庭福祉員　461人 (区部は一部財政調整交付金により実施)	福祉保健局
	39	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	全市町村　39か所	福祉保健局
	40	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図ります。	・区部は財政調整交付金により実施 ・市町村部は子育て推進交付金により実施	福祉保健局
	41	病後児保育	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病後児保育の充実を図ります。	・病児・病後児対応型事業　90か所 ・体調不良児対応型事業　16か所 （都加算分は子ども家庭支援区市町村包括補助で対応）	福祉保健局
	42	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業の充実を図ります。	72か所	福祉保健局
	43	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	644園	生活文化 スポーツ局
	44	認可外保育施設保育従事者研修会の実施	認可外保育施設の職員に対し、業務に必要な知識を付与し、技能を修得させることにより、その資質の向上を図り、子どもの福祉を推進します。	平成20年度事業終了	福祉保健局
	45	認証保育所等運営指導・研修事業 ＊	認証保育所の室の確保・向上を図るため、事業者に対して保育士等の専門職を活用した運営指導を行うとともに、施設長等にたいする研修を実施します。	・認証保育所施設長研修　年100名 ・家庭福祉員研修　年50名 ・認可外保育施設職員テーマ別研修　年4,000名	福祉保健局
	46	認定こども園の推進	就学前の子どもに関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備を推進します。	46か所 32園	福祉保健局 生活文化 スポーツ局 教育庁
	47	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。　(再掲No.32)	(参照No.32)	福祉保健局
	48	院内保育施設の支援 ＊	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	年数回開催予定 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合的な調整	福祉保健局
	49	医師勤務環境改善事業（院内放課後支援）	女性医師が増加傾向にある中、就業後の児童を健全で安全に育成するため、院内に放課後の児童を保育する事業に取り組む病院に対して補助を実施します。（再掲No.34)	(参照No.34)	福祉保健局
	イ．地域での子育て支援				
	50	一時預かり等事業補助	パートタイム勤務や病気などで一時的に子育てができない場合などに子どもを預かる一時預かり等事業補助の充実を図ります。	・一時保育事業　362,187日 ・特定保育事業　18,246日	福祉保健局
	51	子ども家庭総合センター（仮称）の整備	福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かしながら、子育て支援を必要とする事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子ども家庭を総合的に支援する拠点として、子ども家庭総合センター（仮称）を設置します。	「子ども家庭総合センター（仮称）基本構想」に基づいて実施（平成24年度開設予定）	福祉保健局 教育庁

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
					警視庁
	52	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。	子ども家庭支援区市町村包括補助により実施（区部は財政調整交付金により実施）	福祉保健局
	53	子育てひろば機能	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	・Ａ型のうち、市町村部は子育て推進交付金により実施、区部は財政調整交付金により実施 ・Ｂ型　67か所 ・Ｃ型　118か所	福祉保健局
	54	企業・商店街等との連携による子育て支援事業 ＊	区市町村が地域の企業や商店街等の協賛を得て行う、中学生以下の子どもがいる世帯及び妊婦のいる世帯への優待事業を行う場合、一定の補助を行います。	子ども家庭支援区市町村包括補助により実施	福祉保健局
	55	親の子育て力向上支援事業 ＊	育児に自信のもてない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	子ども家庭支援区市町村包括補助により実施	福祉保健局
	56	区市町村相談対応力強化事業 ＊	地域における子育て対応力強化を図るため、子育てひろばＢ型を身近な支援拠点とする決め細やかな地域の相談体制を構築するとともに、子ども家庭支援センターにおけるスーパーバイザーの活用を支援します。	子ども家庭支援区市町村包括補助により実施	福祉保健局
	57	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	657クラブ	福祉保健局
	58	放課後における子どもの居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。	放課後子供教室への補助　　870か所	教育庁
	59	児童相談所の運営	18歳未満の子どもに関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	11か所	福祉保健局
	60	ファミリー･サポート･センター事業の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	運営費補助（子ども家庭支援区市町村包括補助により実施）	福祉保健局
	61	子育てスタート支援事業の実施	特に支援を要する母子に対して、出産退院後、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うなど、妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートし、母親の心身の安定を図るとともに、育児知識等の習得などの支援を行います。	３区市	福祉保健局
	62	パートナー保育登録の推進	登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験などの子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。	民間社会福祉施設サービス推進費補助を通して実施	福祉保健局
	63	児童虐待への取組の推進	子ども家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所の運営(参照No.59)	福祉保健局
				育児等健康支援事業（乳幼児健診における育児支援強化事業）	
				健全育成の観点からの連携	教育庁
				通常業務を通して実施	警視庁

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
	64	子どもの心の診療拠点病院 ＊	子どもの心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子どもの心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	都内１医療機関	福祉保健局
	65	勝どき一丁目地区プロジェクト	都営住宅の建替えにより創出された都市再生用地を活用して、子育て世帯が入居しやすい家賃の賃貸住宅を供給し、住宅面から子育てを支援するとともに、医療や保育の機能を整備し、子育て世帯が安心して快適に暮らせるまちづくりをめざします。	平成19年度工事着工（平成22年度完成予定）	都市整備局
	66	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲No.39）	（参照No.39）	福祉保健局
	67	子どもの生活習慣確立の取組	子どもの生活習慣確立の必要性を社会にアピールするとともに、学校、地域社会、企業、行政機関等が協働して、家庭での取組を支援します。	平成19年度事業終了	教育庁
	68	幼児の生活リズム改善に向けた取組	幼児の生活リズム（睡眠、食事、遊び）に関する課題や工夫点を事例としてとりまとめた報告書をもとに、家庭への啓発や幼稚園・保育園でのモデル事業などを実施し、子どもの生活リズム改善に向けた取組を推進します。	平成19年度事業終了	青少年・治安対策本部
	ウ．ひとり親家庭への支援等				
	69	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、就職情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。	指定した母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施	福祉保健局
	70	養育費相談体制の充実 ＊	母子家庭等就業・自立支援センターに専門の相談員を配置し、養育費相談を実施します。	指定した母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施	福祉保健局
	71	ひとり親家庭生活支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や児童訪問援助事業などへの補助を行います。	２市	福祉保健局
	72	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	全市（区部は財政調整交付金により実施）	福祉保健局
	73	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。	13町村	福祉保健局
	74	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	町村部及び島しょ部は都で実施	福祉保健局
	75	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。	ハローワーク（公共職業安定所）との連携により実施	福祉保健局
	76	児童扶養手当・児童育成手当の支給	母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。	・児童扶養手当　都実施は町村部 ・児童育成手当　区部は財政調整交付金により実施	福祉保健局
	77	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。	7,890件	福祉保健局
	78	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭等の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。（No.22再掲）	・ 職業訓練手当の支給　総定員283名 ・ 母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員200名　（参照No.22）	産業労働局

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模		所管局
	79	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	・ポイント方式による募集年２回募集（２月、８月） ・世帯向け募集における当選倍率の優遇（７倍）年２回募集（５月、11月） ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て年２回割当て60戸程度（年間）		都市整備局
	エ．育児休業取得者の支援					
	80	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資します。	融資目標額　1,000万円（預託金）		産業労働局
	オ．行動しやすいまちづくり					
	81	福祉のまちづくりの普及･推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務		福祉保健局
	82	福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業（ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業）	・15自治体		福祉保健局
			(2)ユニバーサルデザイン整備促進事業（どうきょうトイレ事業）	・16地区		
			(3)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	・283両		
			(7)区市町村福祉のまちづくり取組発表会	・福祉のまちづくりにおける区市町村の先駆的な取組を紹介するシンポジウムを開催し、他の区市町村への波及及びか都民への理解促進を図る。（年１回開催）		
			(4)鉄道駅エレベーターなど整備事業	・15駅		
				・エレベーター　供用開始　10駅13基 (年度末累計 93駅202基)		交通局
				・エスカレーター　供用開始　１駅２基 (年度末累計 103駅765基)		
			(5)鉄道駅へのだれでもトイレ設置	・だれでもトイレ　１駅 （年度末累計　106駅）		
			(6) ノンステップバスの導入	・ノンステップバス　104両 （年度末累計　1,291両）		
	83	子育て家庭の外出環境の整備 ＊	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	200か所 （子ども家庭支援区市町村包括補助事業により実施）		福祉保健局
③　介護・高齢者に対する支援						
ア．介護への支援						
	84	在宅介護サービス	・訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	21,494,470回/年	東京都高齢者保健福祉計画（平成21年度～平成23年度）における主なサービスの目標量	福祉保健局
			・訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	674,365回/年		
			・訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。	1,887,417回/年		

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
			・ 訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。	229,414回/年	
			・ 通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア） 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	・通所介護 7,019,808回/年 ・通所リハビリテーション 1,605,780回/年	
			・ 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等または医療機関等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を受けます。	2,051,307日/年	
	85	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	新規　85ユニット	福祉保健局
	86	介護保険施設の整備 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・ 新規　７か所 ・ 継続　12か所 ・ 施設改修費　５か所	福祉保健局
	87	介護保険施設の整備 (老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・ 新規　５か所 ・ 継続　６か所	福祉保健局
	イ．介護休業取得者の支援				
	88	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資します。（再掲No.80）	（参照No.80）	産業労働局
	ウ．高齢者の自立支援				
	89	しごとセンター事業の推進（高齢者の雇用就業支援）	しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	しごとセンター及び同多摩拠点における支援	産業労働局
	90	団塊世代向け就業支援 ＊	団塊の世代の高い就業意識に応えていくため、「団塊の世代向け就業支援総合セミナー」、「中小企業向けエキスパート人材開発プログラム」など、就業支援サービスを提供する。	・団塊の世代向け就業支援「総合」セミナー　定員800名 ・中小企業向けエキスパート人材開発プログラム　定員100名	産業労働局
	91	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村に対して補助します。	58区市町村	産業労働局
	92	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	17区市に補助	産業労働局
	93	職業訓練の実施（高年齢者訓練）	高年齢者等が身近な地域で職業訓練を受けられるよう、各地域の都立職業能力開発センター(※従来の技術専門校の組織・名称を19年4月から変更)で高年齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関への委託訓練を活用し、受講機会の拡大を図ります。（一部再掲NO.12）	・ 高年齢者向け訓練　定員1,040名 ・ 高年齢者向け委託訓練　定員600名 （一部参照No.12）	産業労働局
	94	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が緊急事態に陥ったとき、または火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応	福祉保健局
				・ 緊急通報システム受信業務	東京消防庁

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
				・ 火災安全システム受信業務	
	95	シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はLSA(生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応	福祉保健局
				300戸（都営住宅の建設等）	都市整備局
	96	高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	・ バリアフリー化など高齢入居者に配慮した賃貸住宅に対し、整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。	175戸（認定予定）	都市整備局
	97	バリアフリー化の普及促進	・ 「東京都住宅バリアフリー推進協議会」の活動を通じ、民間住宅のバリアフリー化の普及促進を図ります。	講演会、コンペ及び相談室等を実施	都市整備局
	98	高齢者円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度	・ 高齢者の入居を受け入れる賃貸住宅を登録し、その情報を広く提供します。	不動産関係団体と連携し、家主等へ制度を周知	都市整備局
	99	高齢者等入居支援事業「あんしん入居制度」	・ 賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。 [(財)東京都防災・建設まちづくりセンターの自主事業]	―	― (都市整備局)
	100	単身者向け都営住宅の公募	・ 住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	年４回募集（２月、５月、８月、11月）	都市整備局
	エ．行動しやすいまちづくり				
	101	福祉のまちづくりの普及･推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。（再掲No.81）	(No.81参照)	福祉保健局
	102	福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業（ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業）（再掲No.82)	(No.82参照)	福祉保健局
			(2)ユニバーサルデザイン整備促進事業（どうきょうトイレ事業）（再掲No.82)		
			(3)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業（再掲No.82)		
			(7)区市町村福祉のまちづくり取組発表会（再掲No.82)		
			(4)鉄道駅エレベーターなど整備事業（再掲No.82)		
			(5)鉄道駅へのだれでもトイレ設置（再掲No.82)	(No.82参照)	交通局
			(6)ノンステップバスの導入（再掲No.82)		